

京都市訓令甲第 1 1 号

事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日

京都市長 門 川 大 作

別表第 2 事業所の長（南部クリーンセンター所長及び京都市立病院長を除く。）の  
項中第 3 号及び第 4 号を削り，第 5 号を第 3 号とし，第 6 号を第 4 号とする。

別表第 2 次長（歴史資料館次長を除く。），事務局次長及び副園長の項中「除く。」  
の右に「，美術館事務局長」を加える。

別表第 2 事業所の庶務を担当する課長，歴史資料館次長並びに産業技術研究所工業  
技術センター及び繊維技術センターの企画課長の項中第 7 号を第 1 3 号とし，第 6 号  
を第 1 2 号とし，第 5 号を第 1 1 号とし，第 4 号を第 8 号とし，同号の次に次の 2 号  
を加える。

(9) 1 件 1 0 0, 0 0 0 円（産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センタ  
ーの企画課長にあつては 5 0 0, 0 0 0 円，京都市立病院管理課長にあつては 4  
0 0, 0 0 0 円）以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支  
出決定に関すること。

(10) 単価契約済みの物品等の調達契約に関すること。

別表第 2 事業所の庶務を担当する課長，歴史資料館次長並びに産業技術研究所工業  
技術センター及び繊維技術センターの企画課長の項中第 3 号を第 6 号とし，同号の次  
に次の 1 号を加える。

(7) 1 件 1 0 0, 0 0 0 円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関すること。

別表第 2 事業所の庶務を担当する課長，歴史資料館次長並びに産業技術研究所工業  
技術センター及び繊維技術センターの企画課長の項第 2 号を同項第 3 号とし，同号の

次に次の2号を加える。

(4) 1件100,000円以下の支出決定に関すること。

(5) 旅費の支出決定に関すること。

別表第2事業所の庶務を担当する課長，歴史資料館次長並びに産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センターの企画課長の項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関すること。

別表第2産業技術研究所工業技術センター長及び繊維技術センター長の項中第8号及び第9号を削り，第10号を第8号とし，第11号を第9号とし，第12号を第10号とし，同項第13号中「第16号」を「第14号」に改め，同号を同項第11号とし，同項第14号から同項第17号までを2号ずつ繰り上げ，同項第18号中「第22号」を「第20号」に改め，同号を同項第16号とし，同項第19号から同項第26号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第2産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センターの企画課長の項第1号を削り，同項第2号を同項第1号とする。

別表第2京都市立病院事務局次長の項第2号を削り，同項第3号を同項第2号とする。

別表第2京都市立病院管理課長の項中第2号から第4号までを削り，第5号を第2号とし，第6号及び第7号を削る。

別表第3事業所の長の項中第6号及び第7号を削り，第8号を第6号とし，第9号から第13号までを2号ずつ繰り上げ，同項の次に次の1項を加える。

<p>事業所の長 (東京事務 所長を除 く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関する事。</li> <li>(2) 使用料, 手数料その他諸収入の徴収に関する事。</li> <li>(3) 1件100,000円以下の支出決定に関する事。</li> <li>(4) 旅費の支出決定に関する事。</li> <li>(5) 水道, ガス, 電気及び電話の料金, 清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関する事。</li> <li>(6) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関する事。</li> <li>(7) 自動車重量税の支出決定に関する事。</li> <li>(8) 1件100,000円(元離宮二条城事務所長, 計量検査所長, 農業指導所長, 京北農林事務所長, 醍醐和光寮長, 若杉学園長, 京都市立京北病院長, 桃陽病院長及び南部区画整理事務所長にあつては, 400,000円)以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。</li> <li>(9) 単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。</li> <li>(10) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可で, 電柱, 水道管, ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るものに関する事。</li> <li>(11) 売却の見込みのない不用物品(備品を除く。)の廃棄処分に関する事。</li> </ul>
---	--

別表第3まち美化事務所長の項中第1号を削り, 第2号を第1号とし, 第3号を第2号とし, 第4号を第3号とする。

別表第3生活環境美化センター所長の項中第1号を削り, 第2号を第1号とし, 第

3号を第2号とする。

別表第3 クリーンセンター所長（北部クリーンセンター所長を除く。）の項を削る。

別表第3 埋立事業管理事務所長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表第3 東京事務所の庶務を担当する次長の項中第2号を第7号とし、第1号を第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (5) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関する事。
- (6) 自動車重量税の支出決定に関する事。

別表第3 東京事務所の庶務を担当する次長の項に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

- (1) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関する事。
- (2) 1件100,000円以下の支出決定に関する事。
- (3) 旅費の支出決定に関する事。

別表第3 東京事務所の庶務を担当する次長の項に次の1号を加える。

- (8) 単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。

別表第3 交響楽団事務長の項中第16号を第21号とし、第10号から第15号までを5号ずつ繰り下げ、第9号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (14) 単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。

別表第3 交響楽団事務長の項第8号を同項第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (11) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関する事。
- (12) 自動車重量税の支出決定に関する事。

別表第3 交響楽団事務長の項第7号中「30,000円」を「100,000円」

に改め、同号を同項第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(9) 旅費の支出決定に関すること。

別表第 3 交響楽団事務長の項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関すること。

別表第 3 元離宮二条城事務所長の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 2 号とし、第 6 号から第 8 号までを 3 号ずつ繰り上げる。

別表第 3 計量検査所長の項中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とし、第 5 号を第 2 号とする。

別表第 3 農業指導所長及び京北農林事務所長の項中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とし、第 5 号を第 2 号とし、第 6 号を第 3 号とし、同項第 7 号中「第 10 号」を「第 7 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項中第 8 号を第 5 号とし、第 9 号から第 13 号までを 3 号ずつ繰り上げる。

別表第 3 醍醐和光寮長の項中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とする。

別表第 3 若杉学園長の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 2 号とする。

別表第 3 京都市立京北病院長の項中「京都市立京北病院長」の右に「及び桃陽病院長」を加え、同項中第 2 号から第 5 号までを削り、第 6 号を第 2 号とし、第 7 号を第 3 号とする。

別表第 3 桃陽病院長の項を削る。

別表第 3 家庭動物相談所長の項第 1 号を削り、同項第 2 号中「第 4 号」を「第 3 号」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号から同項第 12 号までを 1 号ずつ繰

り上げる。

別表第3 土木事務所長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第3 南部区画整理事務所長の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第14号までを2号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)